

# **校納金の支援制度について**

**福岡第一高等学校  
第一薬科大学付属高等学校**

## 令和2年7月以降の支援金制度（基準）

福岡県私立高等学校に通う生徒さんに、申請に基づき国、県から以下の支援（返済不要）が受けられます。これらの制度は同時に受けることができます。

	支援内容	支援の対象者		支援対象となる納付金	支援金額
1	就学支援金 （国）	保護者等の道府県民 税・市町村民税の課税 標準額及び課税調整控 除額	154,500円未満	授業料	月額 33,000円
		計算式 市町村民税の課税標準 額×6%－市町村民税 の調整控除の額	304,200円未満		月額9,900円
2	保護者負担軽減 （福岡県）	全 員		授業料及び 教育充実費等	月額 500円
3	納付金軽減 （福岡県）	生活保護世帯・所得税非課税世帯・市町村 民税非課税世帯・国民年金保険料免除世 帯・児童扶養手当受給世帯等			月額 9,900円 （世帯により異なる）
4	奨学給付金 （福岡県）	保護者等が福岡県内に住所を有する、生活 保護（生業扶助）受給世帯又は道府県民 税・市町村民税の所得割の合算額が非課税 世帯		授業料以外の教育費	年額52,600円～ 138,000円 （世帯状況による）

※ 手続きについては、高校事務を通じて行って下さい。

# 令和2年7月分以降（新しい判定基準）

○次の計算式（**両親2人分の合計額**）により判定

【計算式】 **市町村民税の課税標準額×6%** - **市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **154,500円** →

**支給額：最大396,000円**

< (154,500円以上)  
< **304,200円** →

**支給額：118,800円**

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



## （参考）支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。